鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

平成21年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部 を次のように改正する。

平成21年10月9日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曽 真 由 美

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

- 1 千代川水系のうち次に掲げる水域
 - (1) 略
 - (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに連接するすべての用水路
 - (3) <u>八頭町西御門の</u>久能寺堰から取水する久能 寺用水及びそれに連接するすべての用水路
 - (4)及び(5) 略
 - (6) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原 用水及びそれに連接するすべての用水路
 - (7) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金 崎用水及びそれに連接するすべての用水路
- 2及び3 略

- 1 千代川水系のうち次に掲げる水域
 - (1) 略
 - (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭町西御門の久能寺堰(以下「久能寺堰」という。)より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに連接するすべての田水路
 - (3) 久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれ に連接するすべての用水路
 - (4)及び(5) 略

2及び3 略